

## 論点第 2 の 3 関連

---

※第1回会議資料3から抜粋(一部新規作成含む)

### 【論点】

- 第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

# 技能実習と特定技能の制度比較（概要）



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又はMOCに基づき認定を受けた機関	MOCが作成されている外国政府によって送出機関認定制度の有無は異なる
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

## 技能実習

1号

2号

3号

### 全職種共通の要件

就労開始まで

座学による講習

- ・ 12か月の計画の場合、2か月（360時間）以上
- ・ 「技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準」の日本語教育を行う必要があるが、内容や時間数の定めなし

特段の定めなし

### 職種ごとの上乗せ要件

【介護職種】

日本語能力試験N 4 以上合格等

【介護職種】

日本語能力試験N 3 以上合格等  
※N 3等の合格を目指す「日本語学習プラン」による学習でも可（附則）

【介護職種】

日本語能力試験N 3 以上合格等

【任意】実習実施者等による実習生に対する日本語学習支援

- ・ 日本語教育の内容や時間数の定めなし
- ・ 優良な実習実施者及び監理団体に関する加点対象

## 特定技能

1号

2号

### 全分野共通の要件

日本語能力試験N 4 以上  
又は日本語基礎テストの合格

- ※ 技能実習2号良好修了者は免除あり
- ※ 業務上必要な日本語は技能試験等で測定

### 分野ごとの上乗せ要件

【介護分野】  
介護日本語評価試験の合格

- ※ 介護職種の技能実習2号良好修了者等は免除あり

受入れ機関等による外国人に対する日本語学習の機会の提供

〔支援義務に基づき外国人の希望に応じて行うもの〕

特段の定めなし

新規入国時・在留資格変更時

在留中

実習開始時・2号又は3号への移行時

在留中

# 日本語能力試験 各レベルの目安

※公益財団法人日本国際教育支援協会  
資料等に基づき文化庁作成

日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議  
(第6回)(令和4年11月17日)  
参考資料1 日本語教育関係参考データ集(抜粋)

## 認定の目安

## Can-Doの例\*

N1

### 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる

【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。

【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。

・論説記事(例:新聞の社説など)を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。

・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べる  
ことができる。

N2

### 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる

【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。

【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。

・身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。

・最近読んだ本や見た映画のだいたいのストーリーを書くことができる。

N3

### 日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる

【読む】日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。

【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。

・短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる

・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる

N4

### 基本的な日本語を、理解することができる

【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。

【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。

・身近で日常的な話題(例:趣味、食べ物、週末の予定)についての会話がだいたい理解できる。

N5

### 基本的な日本語を、ある程度理解することができる

【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。

【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる(例:「いい天気ですね」など)

## < 日本語能力試験の活用例 >

- ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足る日本語能力【N1又はN2程度】
- ・日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与【N1及びN2】
- ・EPAに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定:ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・在留資格の日本語能力:日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・厚生労働省所管の国家試験(医師、歯科医師、薬剤師、保健師等)の受験資格認定【N1】
- ・中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

\*「日本語能力試験合格者と専門家の評価によるレベル別Can-doリスト-わたしが日本語でできること-」(国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会)より一部抜粋

## (参考) 日本語能力試験 (概要)

### 実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会 (国内)、独立行政法人国際交流基金 (海外)

### 対象

日本語を母語としない者

### 目的

日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

### 試験実施

年2回(7月, 12月)、全国47都道府県

### 受験料

6,500円(税込)

### 受験実績

(令和3年度第1回/国内)

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	52,017	66,567	61,220	32,975	3,432	216,211
受験者数	44,851	59,476	56,230	30,060	3,009	193,626
認定者数	13,401	20,584	24,655	14,522	1,990	75,152
認定率	29.9%	34.6%	43.8%	48.3%	66.1%	38.8%

### 試験内容

難 ↑  
↓ 易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <110分>		聴解 <60分>
N2	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識(文字・語彙) <30分>	言語知識(文法)・読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識(文字・語彙) <25分>	言語知識(文法)・読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識(文字・語彙) <20分>	言語知識(文法)・読解 <40分>	聴解 <30分>

- 実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体は、技能実習生の入国後、技能等の修得を行わせる前に講習を行わなければならない。(法第2条第2項第1号又は同条第4項第1号)
- ※ 講習期間中は技能実習生を業務に従事させてはならない。(規則第10条第2項第7号二)
- ※ 監理団体又は実習実施者が手当の支給等により、技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じなければならない。(規則第14条第2号)

## 実施科目について(規則第10条第2項第7号ロ) ※①から④の全科目必須

科目	講習内容	講習時間
①日本語	技能実習の遂行や日常生活に不自由しない水準の日本語教育	任意
②本邦での生活一般に関する知識	交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話のかけ方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法等、感染症対策・防災情報の周知など	任意
③出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対処方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報	技能実習法令・入管法令・労働関係法令、監理団体等の法令違反を知ったときの対応方法(機構の母国語相談や労働基準監督署への相談等)、賃金未払時の立替払・休業補償・厚生年金の脱退一時金・健康保険の出産手当金・出産育児一時金等の制度、やむを得ず転籍する場合の対応方法等 ※団体監理型においては、監理団体及び実習実施者以外で十分な知識を有する外部講師が実施	8時間以上
④本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識	機械の構造・操作に関する知識、技能実習への心構え、企業内ルール、施設見学(※)など ※見学の一環で業務を行わせることは不可	任意

## 実施時間数について(規則第10条第2項第7号ハ)

### (原則)

○ 総時間数が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上

### (入国前講習を実施した場合)

○ 技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、上記入国後講習において実施する科目のうち、上記①、②及び④に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数を、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の十二分の一以上とすることが可能。

※ 効果的な入国後講習を実施する観点から、1日8時間以内であって、かつ週5日以内とすることが原則。

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

## 優良な実習実施者の要件

(満点 150点)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
  - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
  - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
  - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
  - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
  - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
  - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（45点）
  - ・母国語で相談できる相談員の確保
  - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
  - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
  - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
  - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

## 優良な監理団体の要件

(満点 150点)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(50点)
  - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
  - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
  - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
  - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（45点）
  - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
  - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
  - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
  - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

- 外国人技能実習機構における相談件数は、平成29年度から一貫して大幅に増加している。
- 技能実習生等を対象に、制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成し、SNS等で発信するなど、より分かりやすい情報発信に取り組んでいる。

### 外国人技能実習機構による母国語相談件数の推移

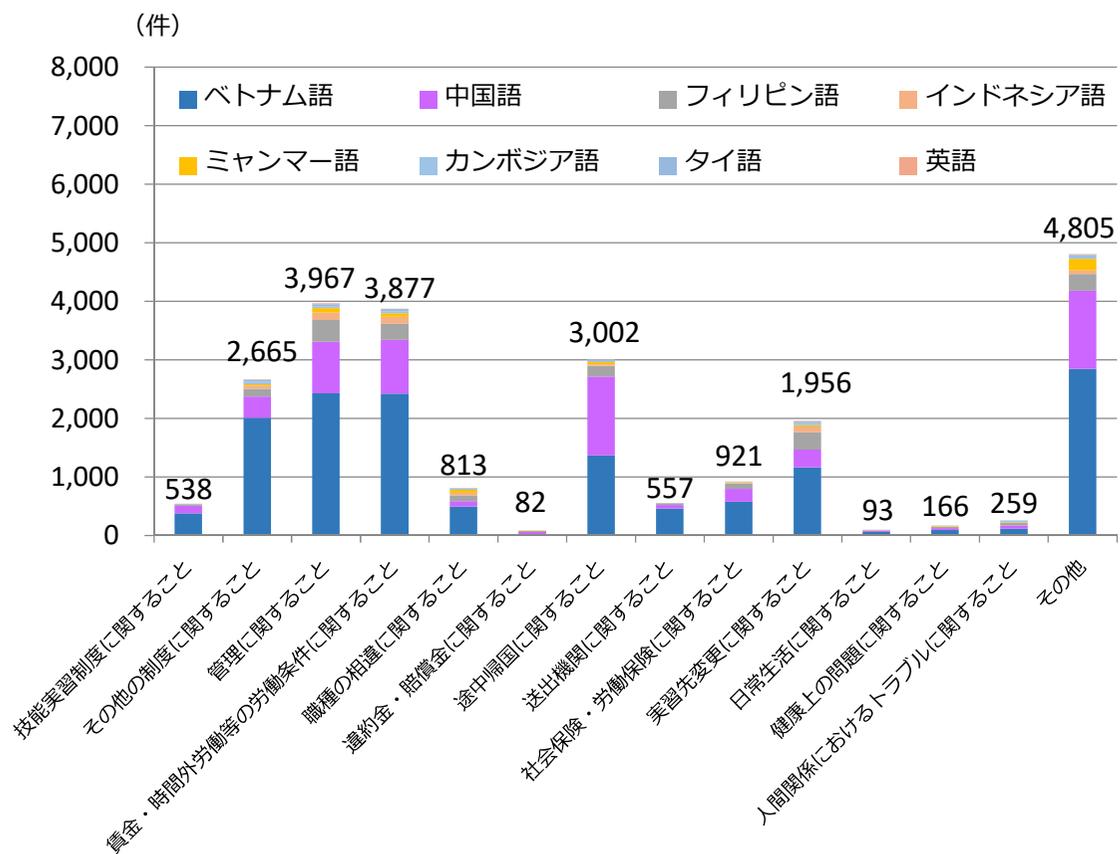
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	854	2,695	7,452	13,353	23,701

(出典) 外国人技能実習機構「平成29年度業務統計」、「平成30年度業務統計」、「令和元年度業務統計」、「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

### 外国人技能実習機構による情報発信

- 【アプリによる情報発信】
  - ・日本語教育アプリ『げんばのにほんご』
  - ・「技能実習生手帳」アプリ
    - ※ 入管職員から、技能実習生の入国時に「技能実習生手帳」を一人一人に手交
- 【外国人技能実習機構HPにおける多言語での情報発信】
  - ・技能実習に関する情報のみならず、地域の防災情報等を発信

### 言語別・相談内容別 母国語相談件数



(出典) 外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

### 相談対応・情報発信に係る最近の取組

- 2021.3
  - ・技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成 (YouTube)
  - ・上記動画について、入管庁HPやSNS等で発信するとともに、送出国政府に対して周知依頼
- 2021.4
  - ・外国人技能実習機構に「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習生の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築
- 2021.6
  - ・失踪防止のためのリーフレットを作成し、地域協議会や事業協議会等を通じて、業所管省庁や関係機関に協力を要請

# 技能試験及び日本語試験の実施状況



技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

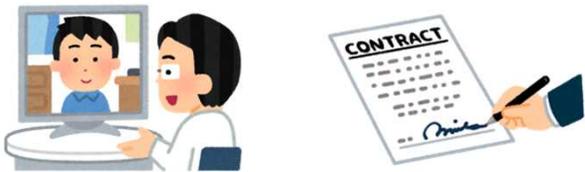
技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格率	各末日までの合格者数(人)			
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	37,641	42,975	25,148	66.8%	35,550	21,781	27,101	16,409
			24,948		17,827	71.5%		13,769		10,692
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	2,478	2,645	1,948	78.6%	1,902	1,444	1,503	1,045
			894		697	78.0%		458		458
製造3分野	国内・海外4か国 フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ	4,591	3,870	713	591	15.3%	402	280	210	140
			721		122	16.9%		122		70
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,891	1,862	1,021	997	53.5%	730	706	443	419
			29		24	82.8%		24		24
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	107	93	97	90	96.8%	60	53	43	36
			14		7	50.0%		7		7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	2,371	2,231	1,510	1,401	62.8%	1,172	1,111	651	604
			140		109	77.9%		61		47
航空	国内・海外2か国 フィリピン・モンゴル	1,598	1,099	1,013	624	56.8%	537	435	414	312
			499		389	78.0%		102		102
宿泊	国内・海外3か国 ネパール・ミャンマー・ インドネシア	8,338	7,914	4,161	3,987	50.4%	3,637	3,552	3,125	3,040
			424		174	41.0%		85		85
農業	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,691	29,799	14,824	88.8%	21,986	10,633	13,125	5,434
			16,736		14,975	89.5%		11,353		7,691
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	756	294	383	102	34.7%	244	55	117	42
			462		281	60.8%		189		75
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	49,447	43,336	36,246	31,915	73.6%	28,881	25,395	11,601	8,906
			6,111		4,331	70.9%		3,486		2,695
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・スリランカ・インドネシア・タイ	43,008	36,229	25,385	20,854	57.6%	20,589	17,841	13,610	11,672
			6,779		4,531	66.8%		2,748		1,938
合計		211,495	153,738	145,948	102,481	66.7%	115,690	83,286	71,943	48,059
			57,757		43,467	75.3%		32,404		23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)						
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外	
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	80,855	16,577	33,489	7,859	47.4%	26,332	6,133	19,264	4,159
			64,278		25,630	39.9%		20,199		15,105

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

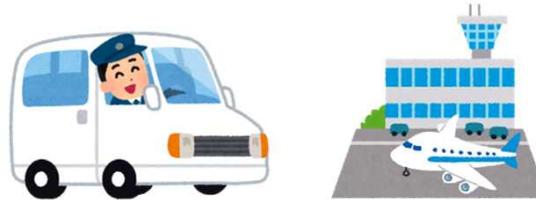
## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



## 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)

### 1 調査概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

### 2 調査方法

制度利用者(調査対象者)を無作為に抽出し、アンケート票を郵送し、回答後、返送する方法で実施した。(なお、技能実習生及び特定技能外国人については、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。)また、調査は、無記名としたほか、外国人向け調査票は多言語翻訳を行った。

### 3 調査実施期間

令和4年5月9日から同年6月3日まで

### 4 調査対象

	対象者	抽出数
技能実習制度	技能実習生	4,000 名
	実習実施者	1,000 機関
	監理団体	500 機関
特定技能制度	特定技能外国人	1,000 名
	特定技能所属機関	400 機関
	登録支援機関	200 機関

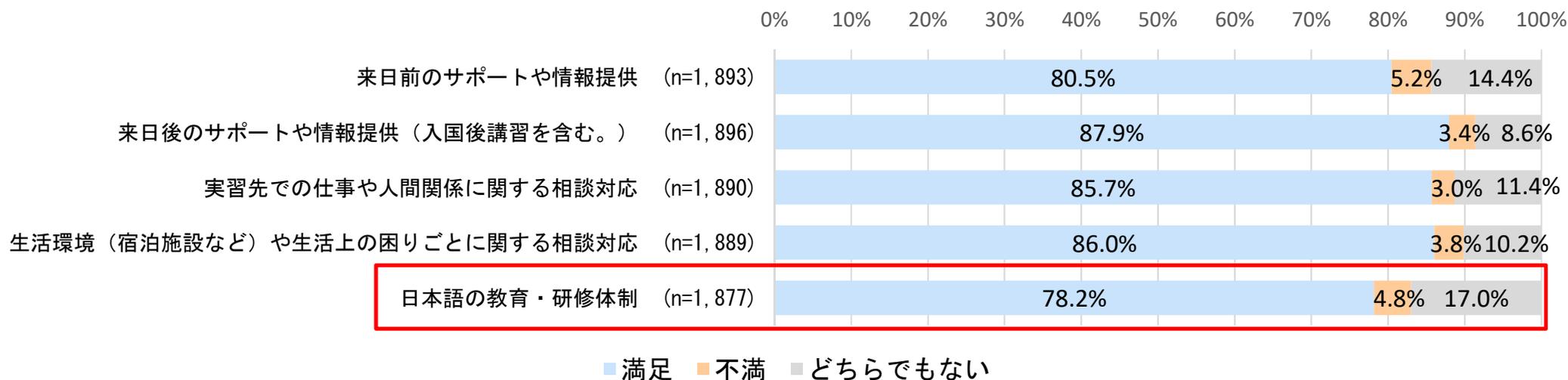
### 5 有効回答数

	対象者等	配付数	有効回答数	(回答率)
	全体	7,100	3,906	(55.0%)
技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915	(47.9%)
	実習実施者	1,000	604	(60.4%)
	監理団体	500	378	(75.6%)
(内訳)	特定技能外国人	1,000	621	(62.1%)
特定技能制度	特定技能所属機関	400	262	(65.5%)
	登録支援機関	200	126	(63.0%)

## （技能実習生向けアンケート）

### （2）関係者に対する意識について

Q3 監理団体の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

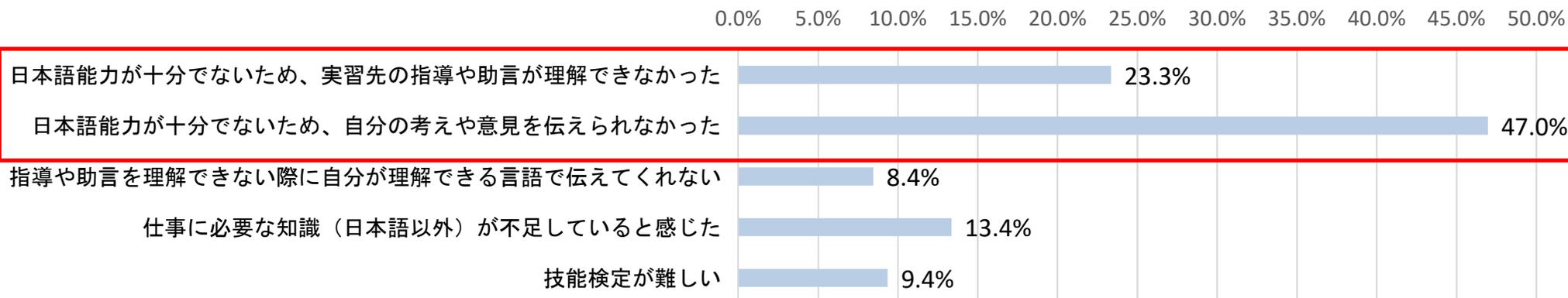


### （3）技能実習制度に対する意識について

Q8-1 あなたが技能実習生として日本に在留している中で困ったことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

#### 〈実習する上で必要な能力〉

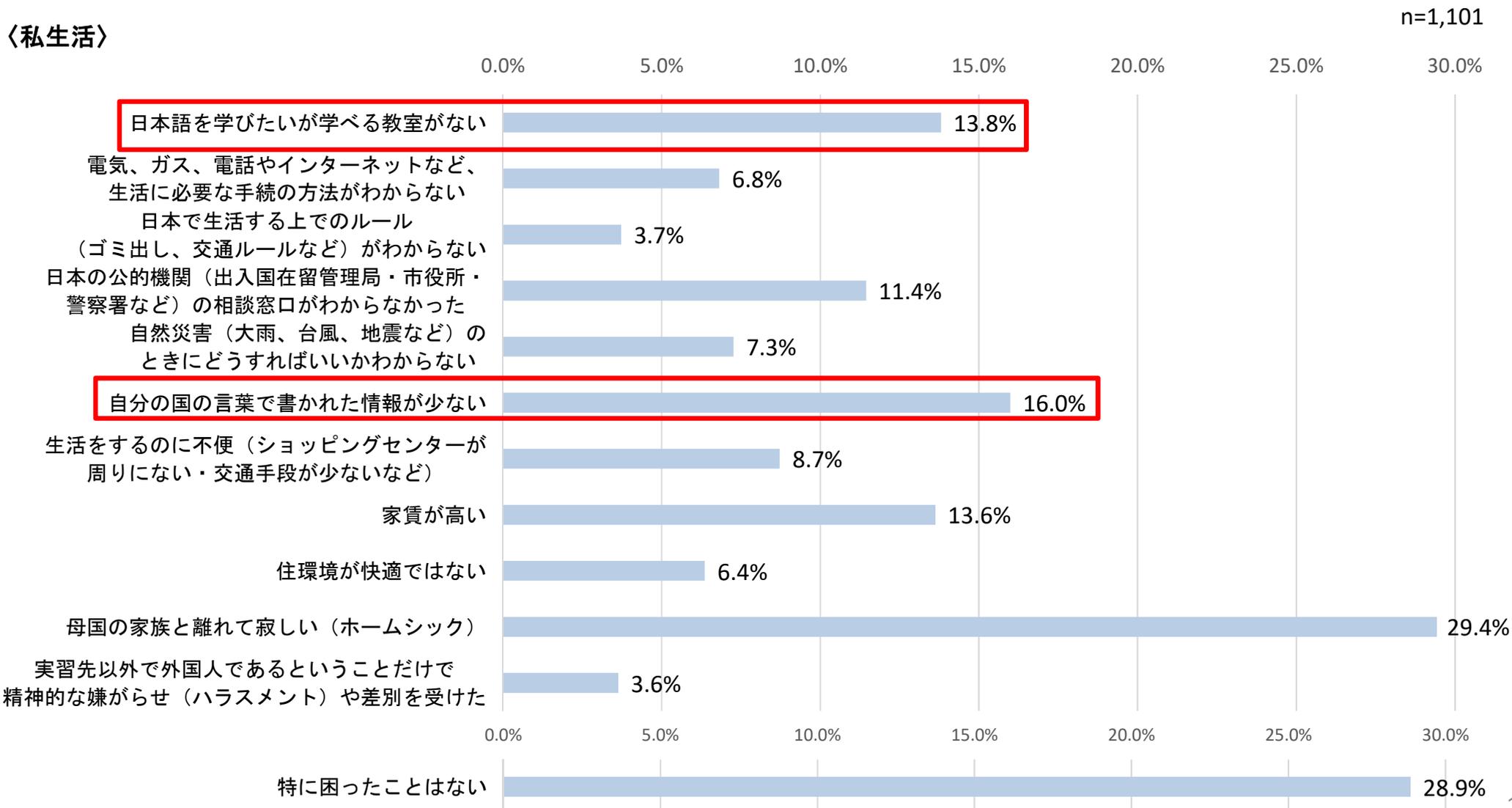
n=1,101



## （技能実習生向けアンケート）

### （3）技能実習制度に対する意識について

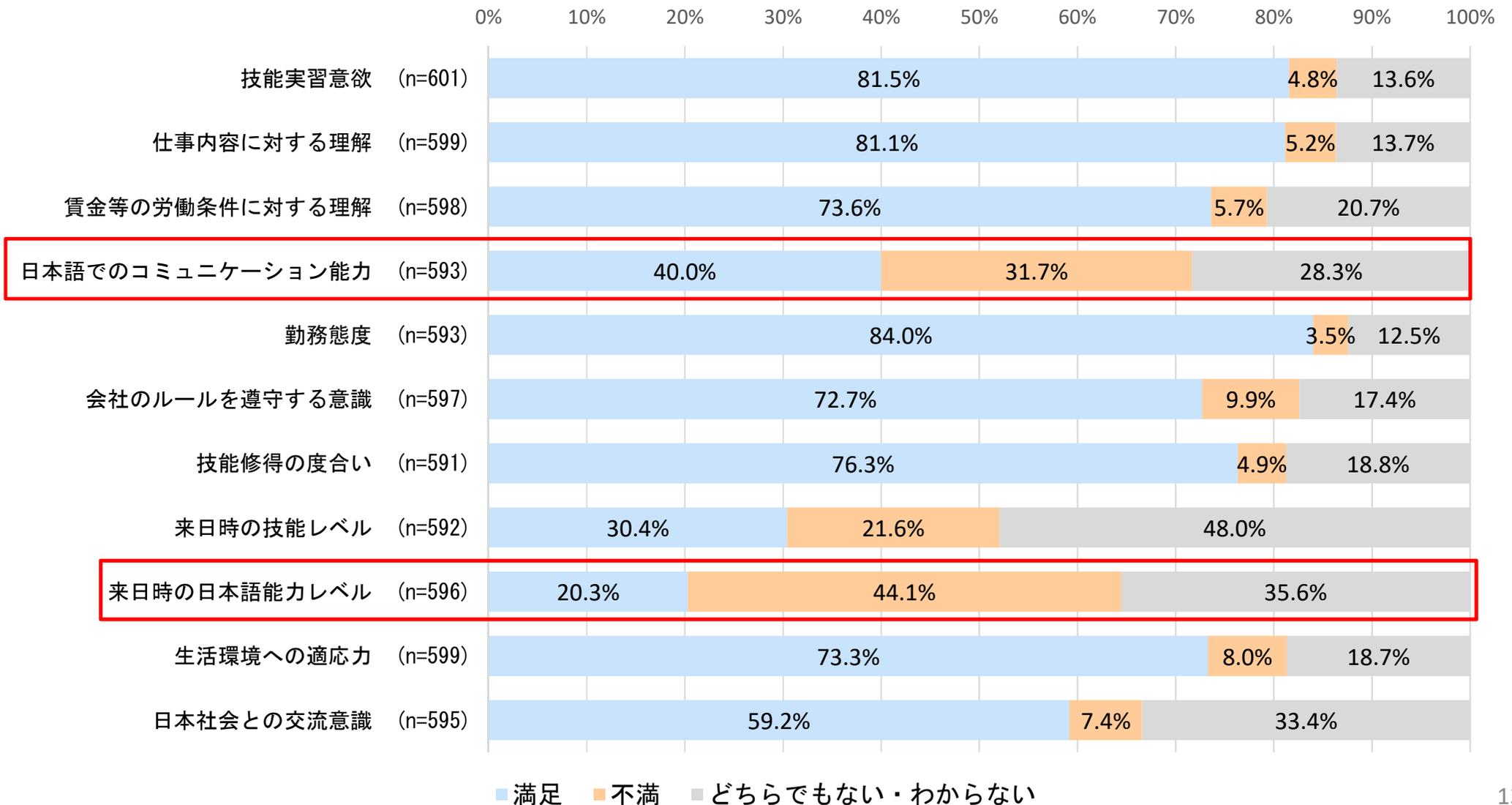
Q8-2 あなたが技能実習生として日本に在留している中で困ったことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。



## （実習実施者向けアンケート）

### （2）関係者に対する意識について

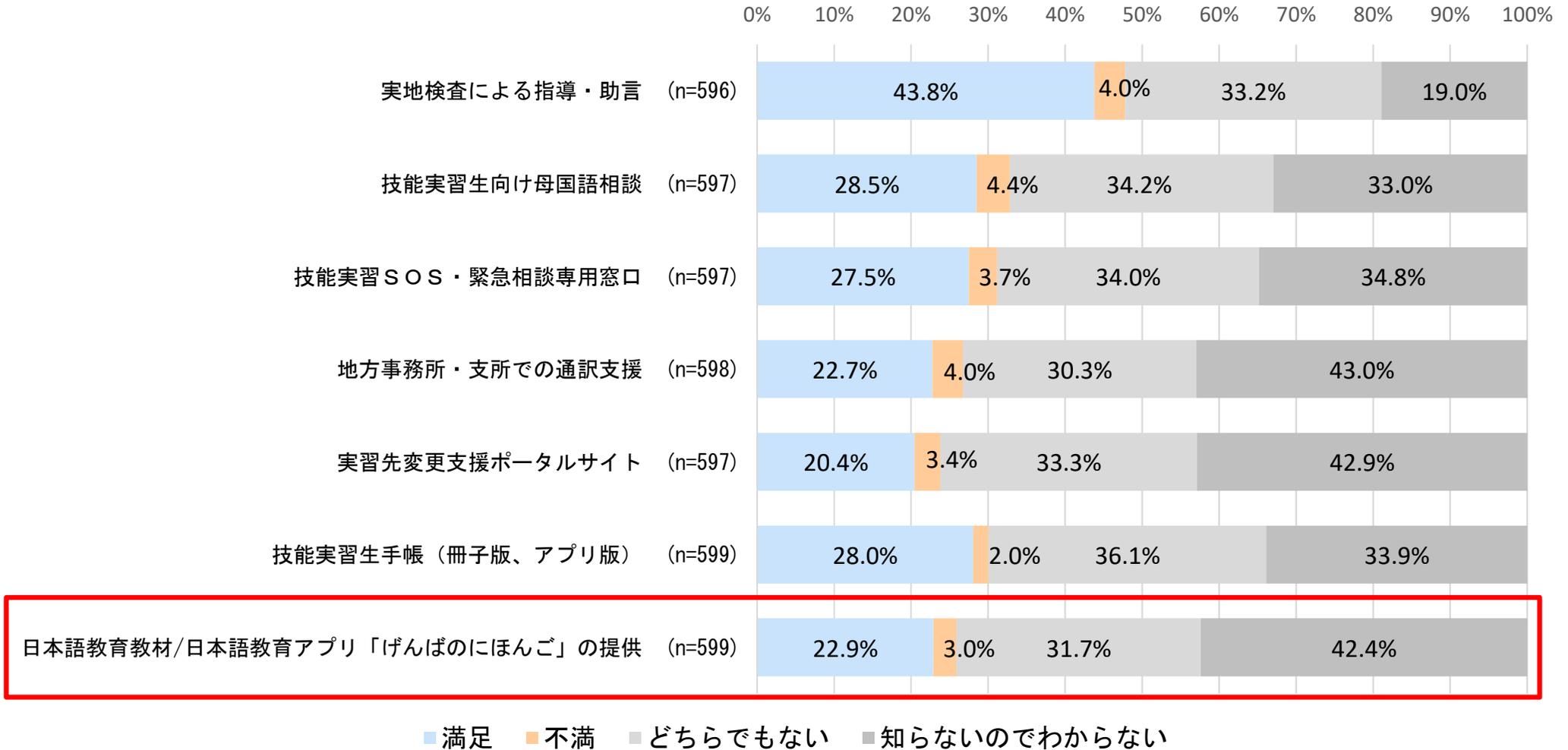
Q3 受け入れている技能実習生の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。  
なお、複数名の受入れをしている場合は当該複数名の全体的な満足度について回答してください。



## （実習実施者向けアンケート）

### （2）関係者に対する意識について

Q5 外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

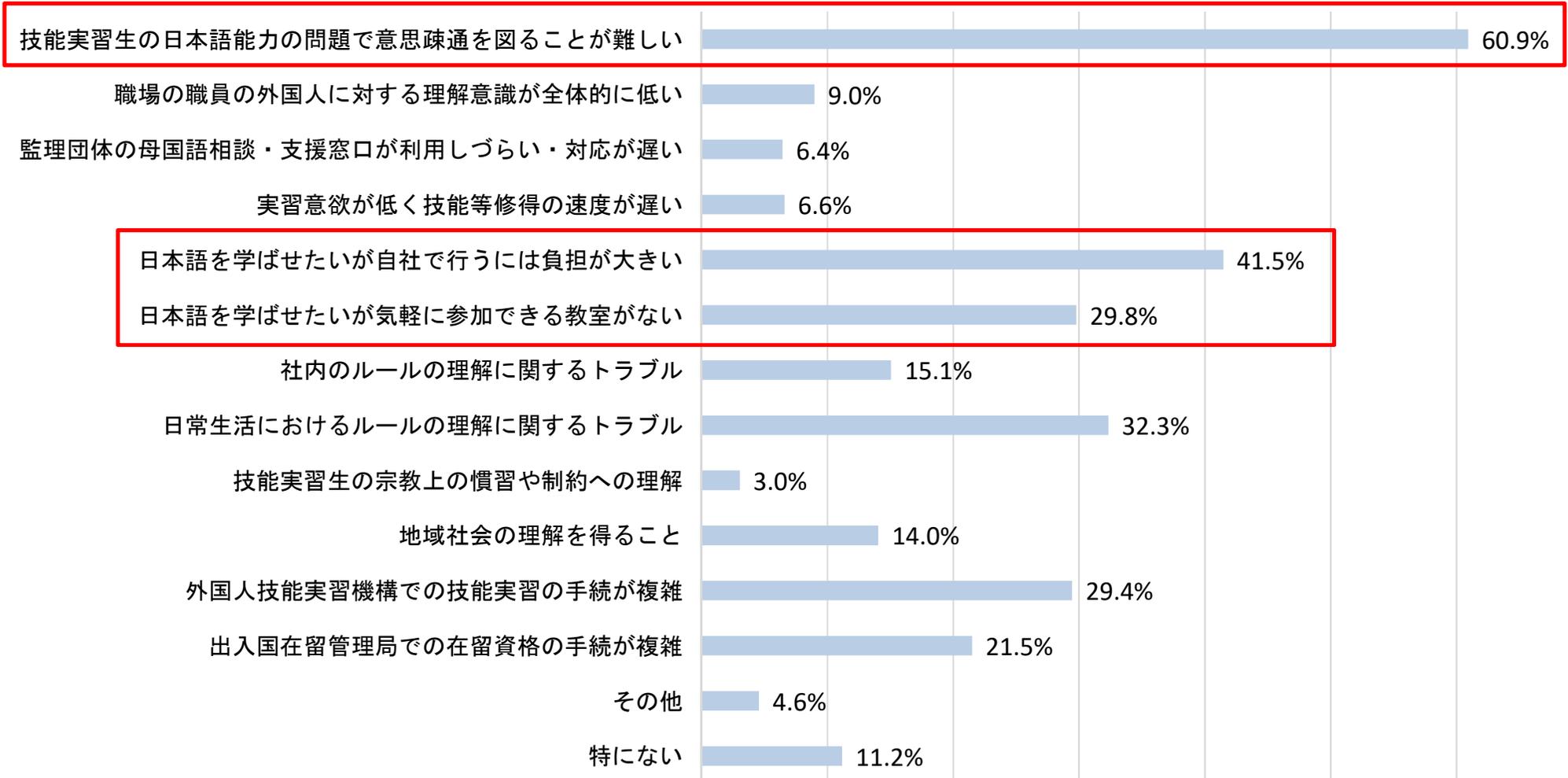


## （実習実施者向けアンケート）

### （3）技能実習制度に対する意識について

Q10 技能実習生を受け入れる中でどのような点で苦勞を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

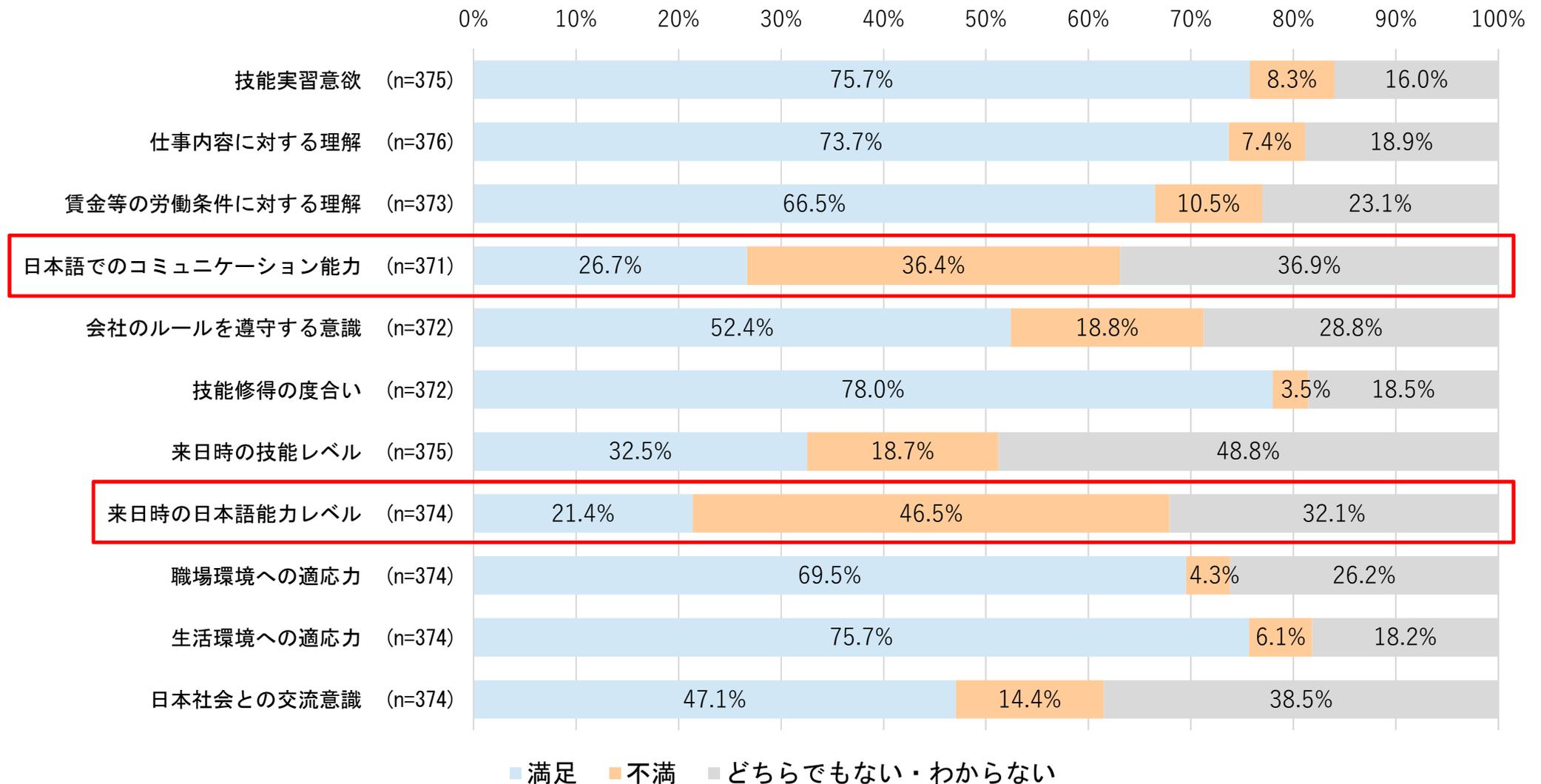
n=591(複数回答)  
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0%



（監理団体向けアンケート）

（2）関係者に対する意識について

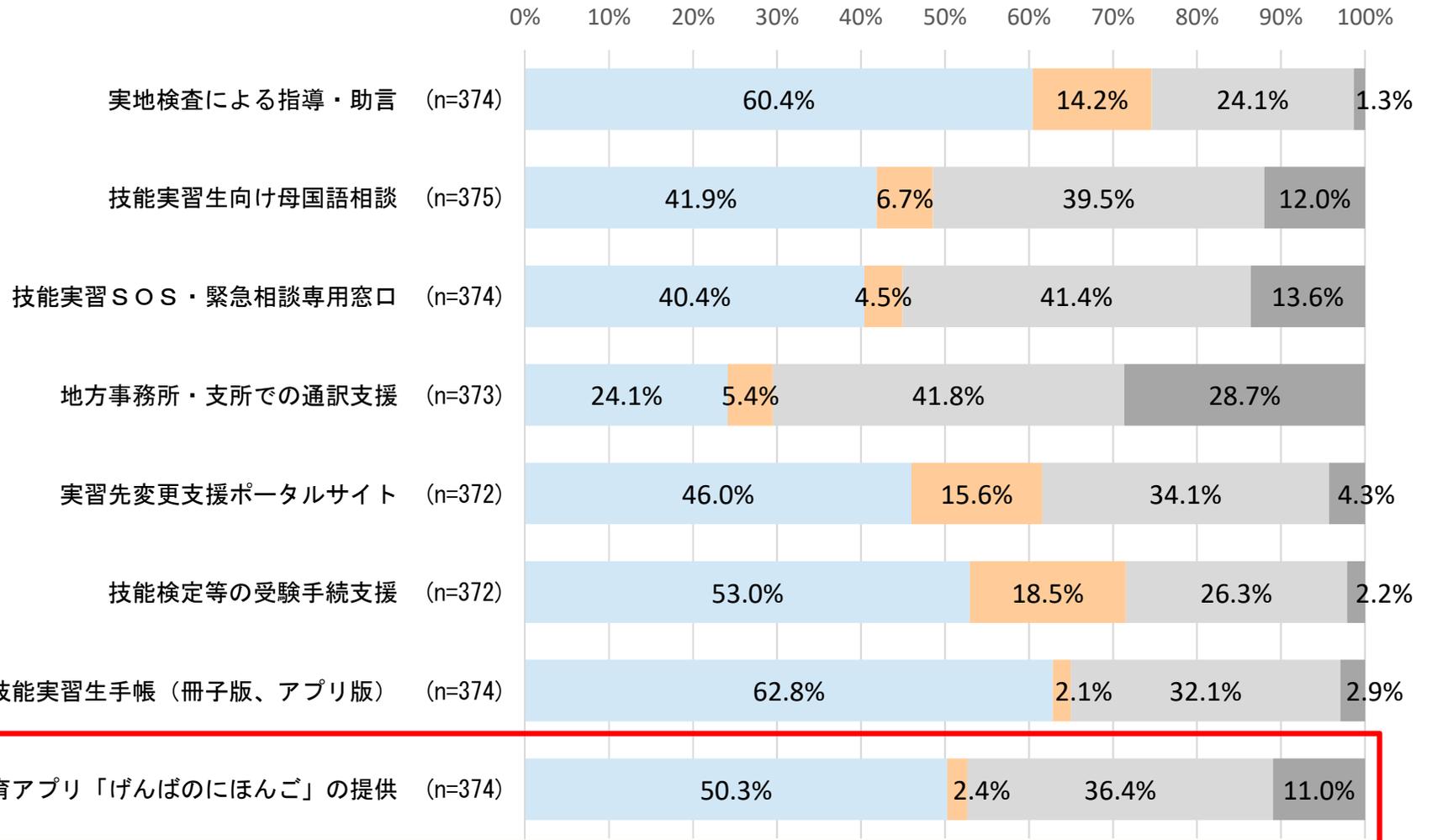
Q3 受け入れている技能実習生の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。  
なお、複数名の受入れをしている場合は当該複数名の全体的な満足度について回答してください。



（監理団体向けアンケート）

（2）関係者に対する意識について

Q6 外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



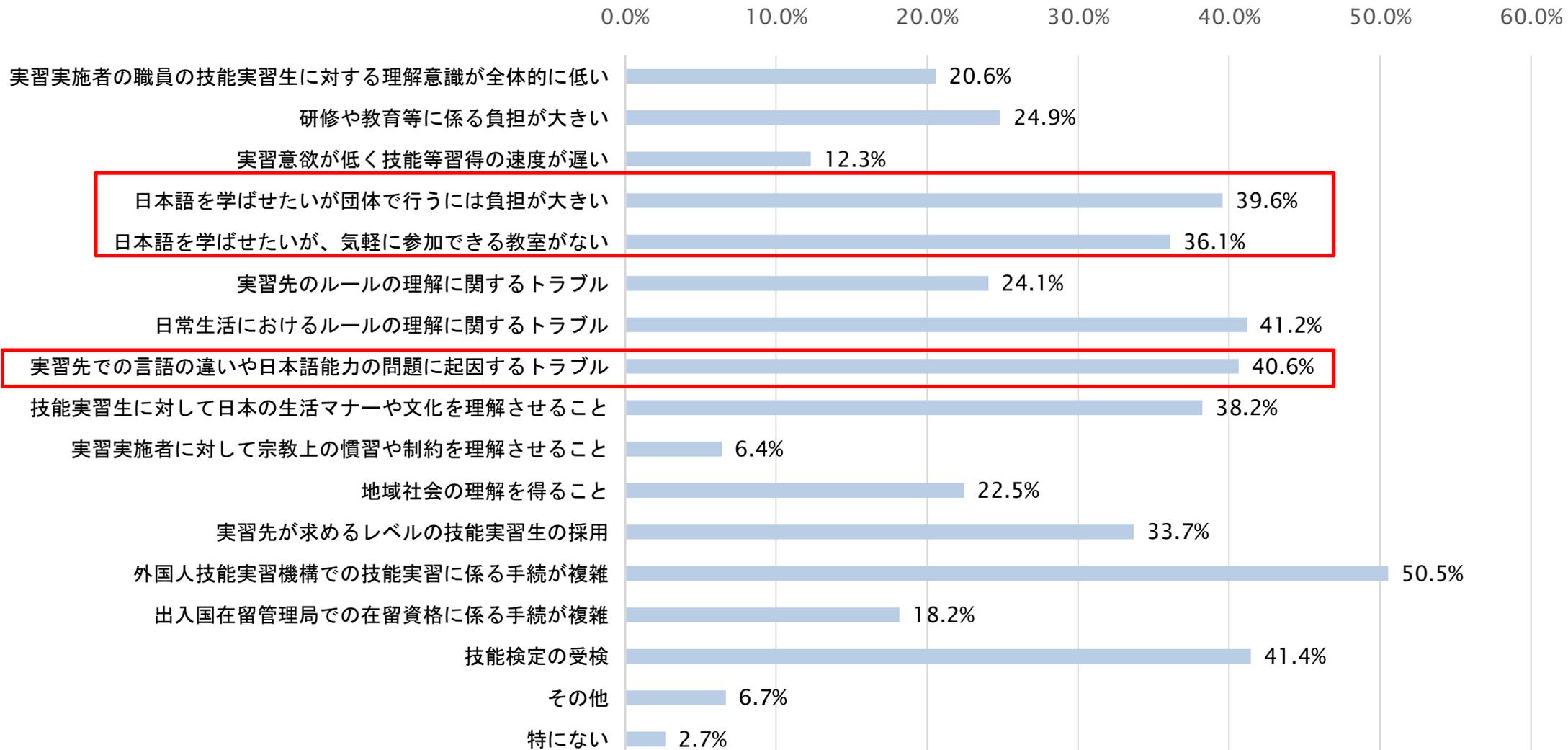
■ 満足 ■ 不満 ■ どちらでもない ■ 知らないのわからない

(監理団体向けアンケート)

(3) 技能実習制度に対する意識について

Q10 技能実習生を受け入れる中でどのような点で苦勞を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

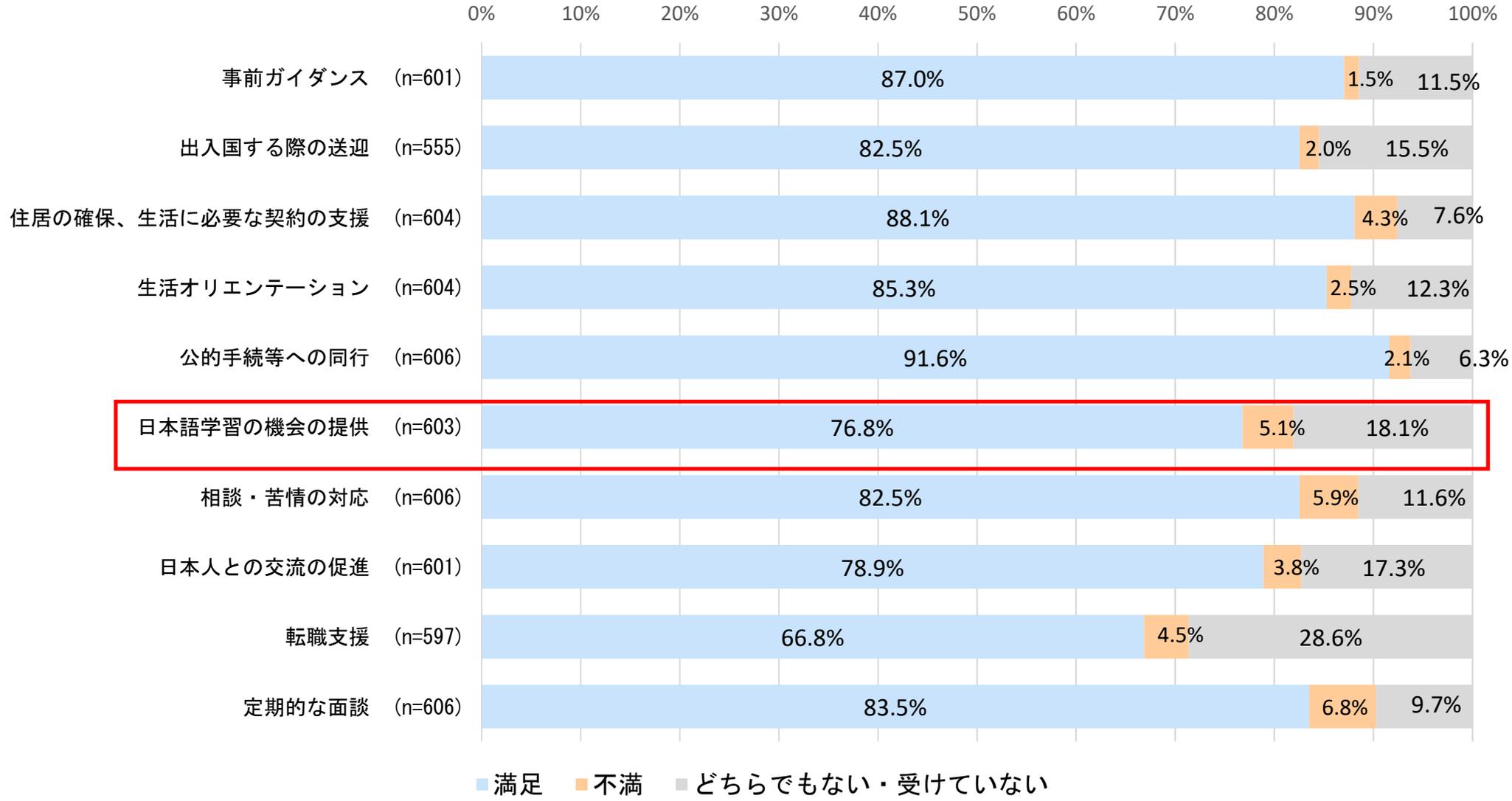
n=374 (複数回答)



(特定技能外国人向けアンケート)

(2) 関係者に対する意識について

Q8 特定技能外国人として働くに当たり、あなたが受入れ機関や登録支援機関から受けた支援の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



## （特定技能外国人向けアンケート）

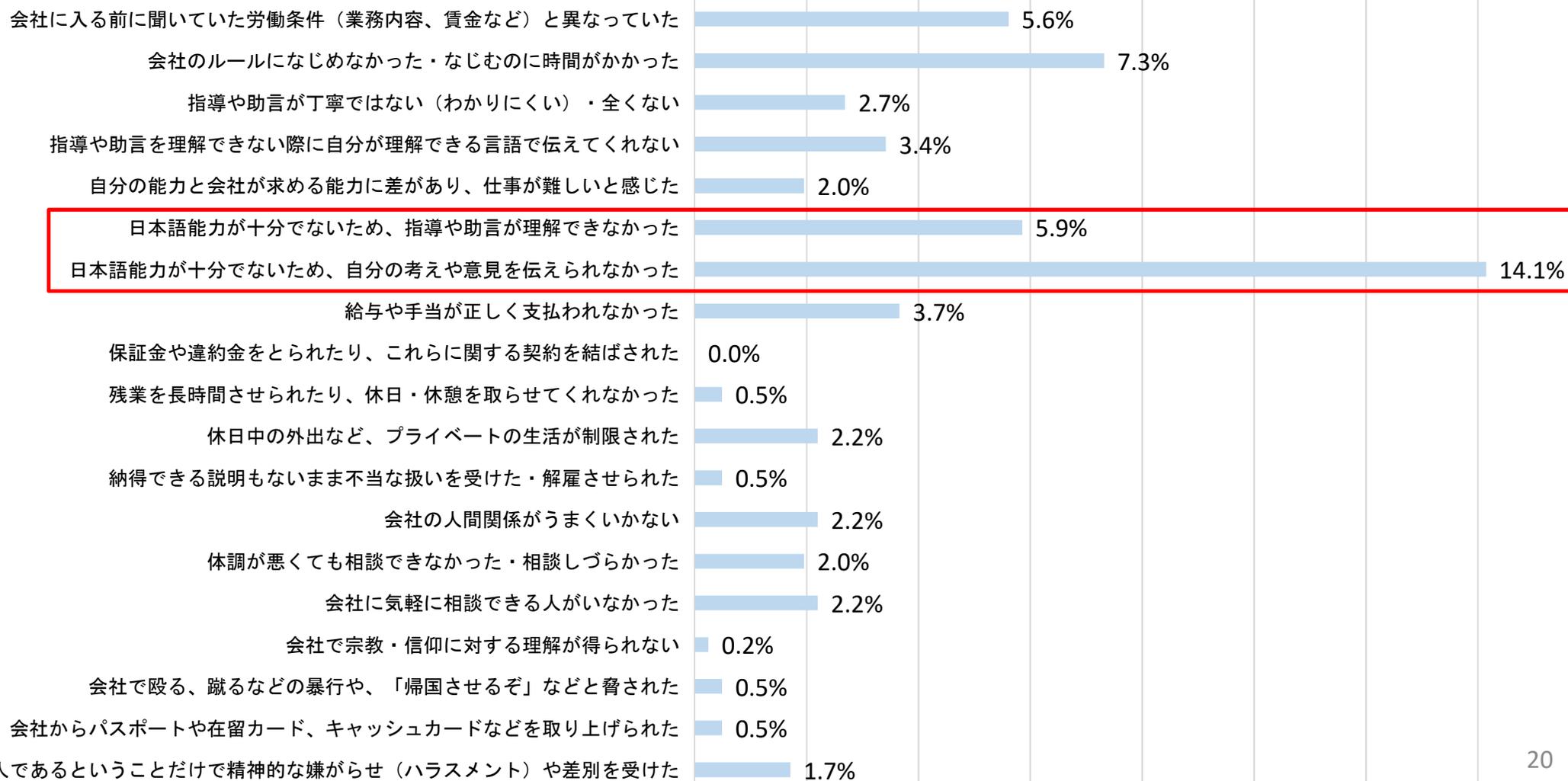
### （3）特定技能制度に対する意識について

Q12-1 あなたが特定技能の在留資格で日本に在留している中で困ったことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

#### 〈仕事の待遇・環境〉

n=410（複数回答）

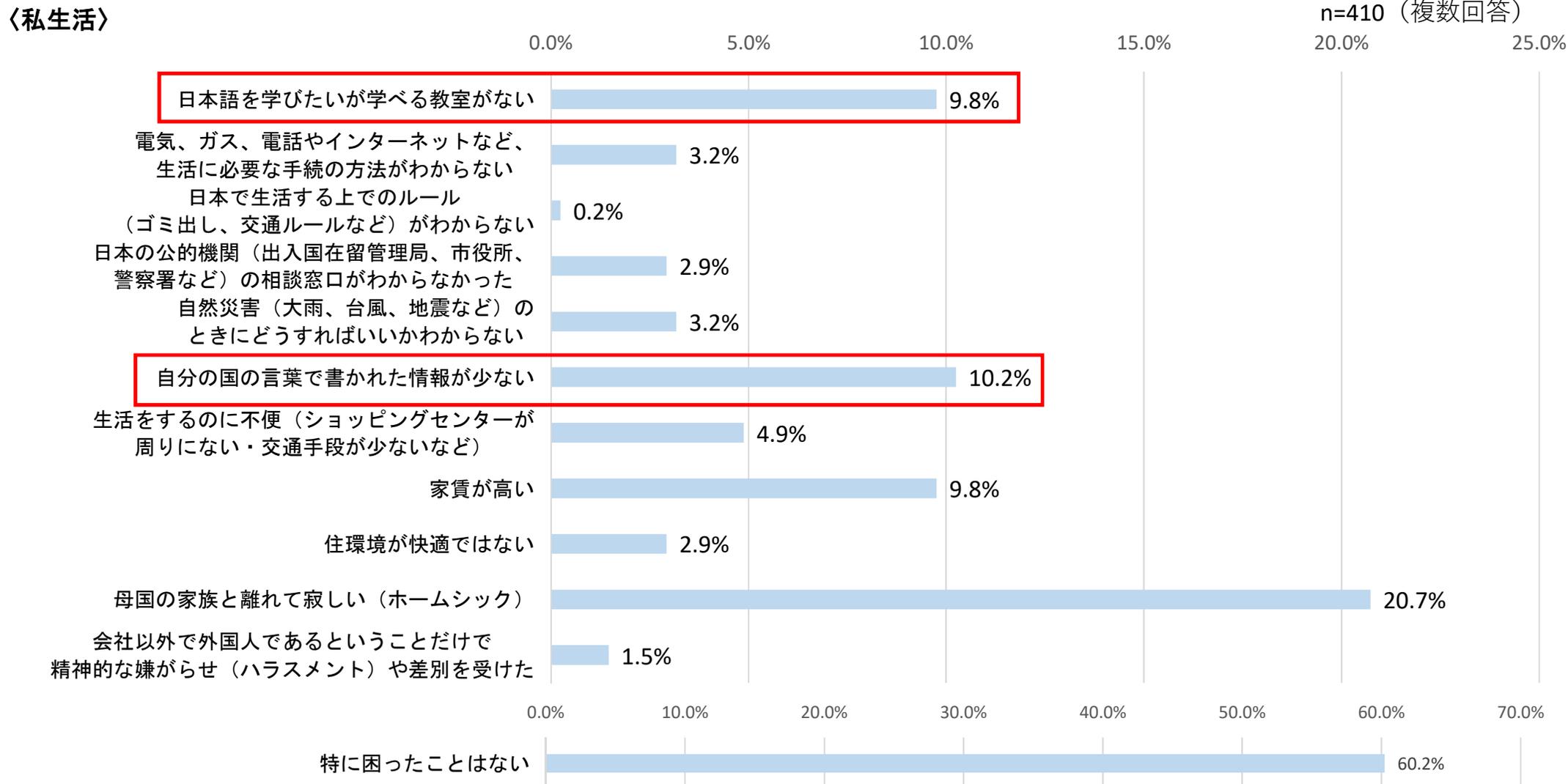
0.0% 2.0% 4.0% 6.0% 8.0% 10.0% 12.0% 14.0%



（特定技能外国人向けアンケート）

（3）特定技能制度に対する意識について

Q12-2 あなたが特定技能の在留資格で日本に在留している中で困った経験はありますか。当てはまるものを全て選んでください。



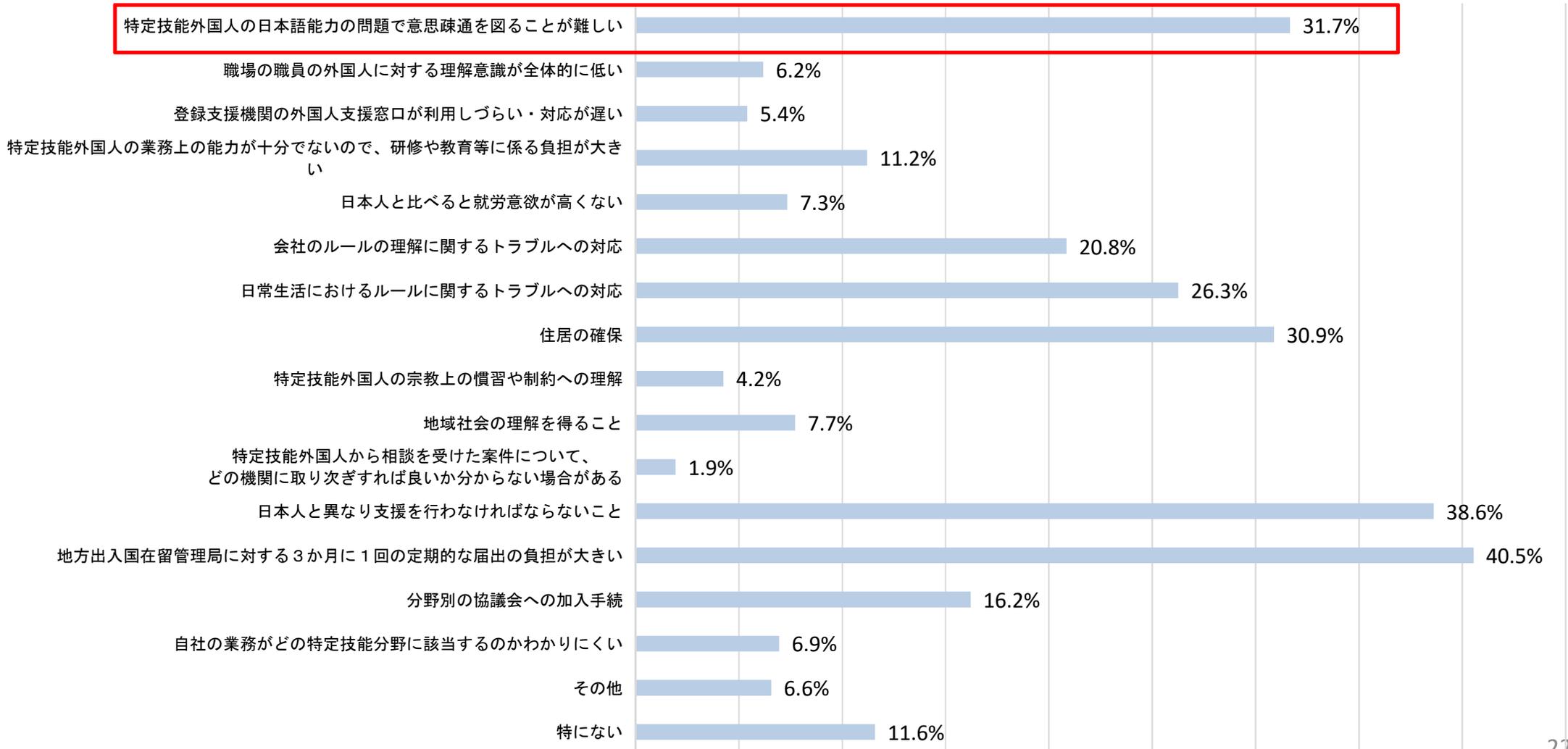
(特定技能所属機関向けアンケート)

(3) 特定技能制度に対する意識について

Q8 特定技能外国人を受け入れる中でどのような点で苦勞を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

n=259(複数回答)

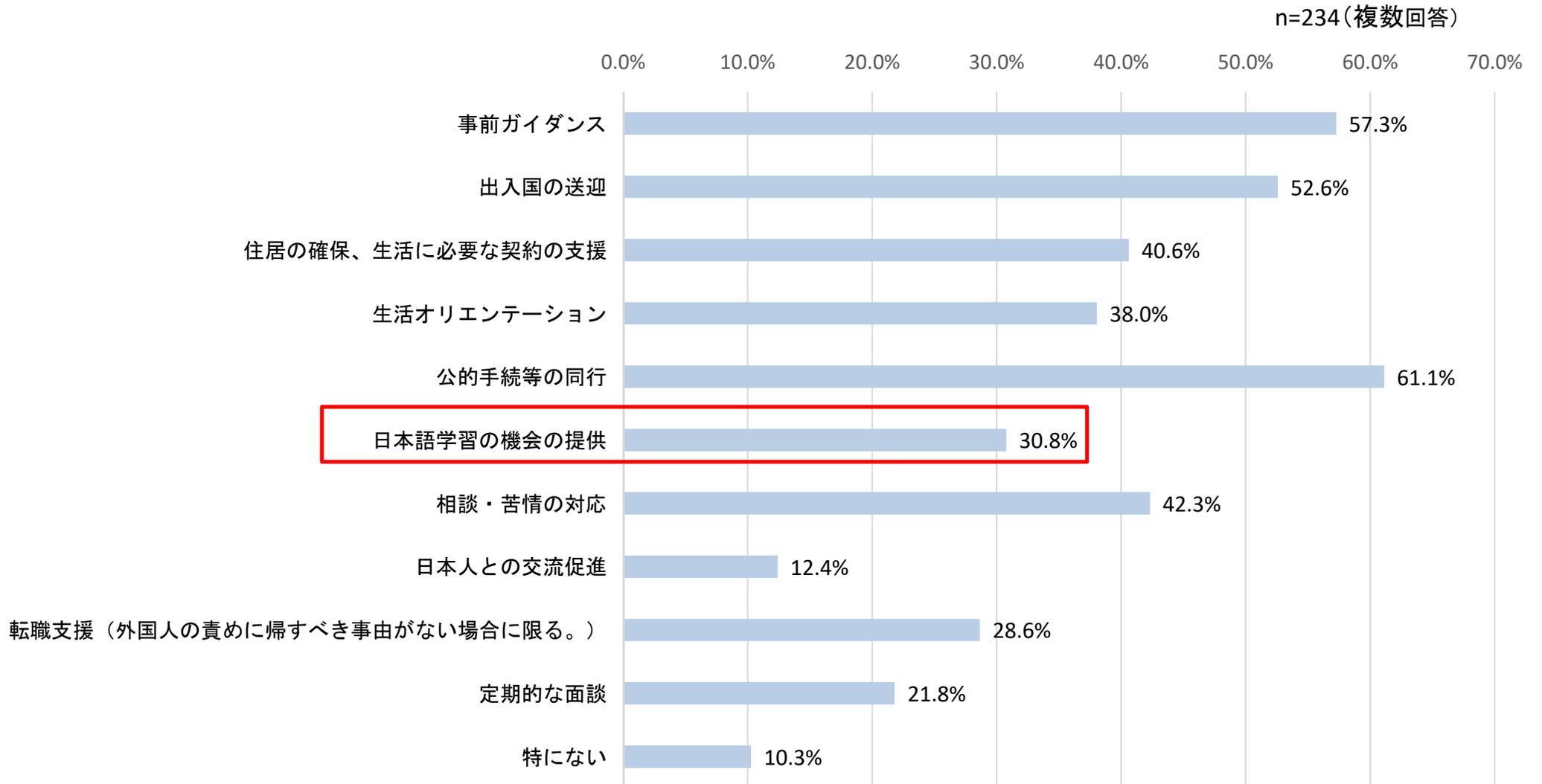
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0%



(特定技能所属機関向けアンケート)

## (3) 特定技能制度に対する意識について

Q9 各支援項目について外部委託せず自社限りで行う場合、大変だと思う(負担が大きいと感じる)ものはどれですか。当てはまるものを全て選んでください。



(登録支援機関向けアンケート)

(2) 特定技能制度に対する意識について

Q5 支援業務を行うに当たってどのような点で苦勞を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

n=120(複数回答)

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0%

